

(第5条関係)

広告の基準

県立長野図書館雑誌スポンサー実施要綱第5条第2項17号の雑誌スポンサー制度の対象とすることが適当でない広告の内容は、次に掲げるものに係る内容とする。

- 1 県立長野図書館（以下「図書館」という。）が雑誌スポンサーを支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証していると思わせるもの
- 2 図書館の品位を損なうもの
- 3 世論が大きく分かれている事項に関するもの
- 4 国際関係を悪化させるおそれがあるもの
- 5 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるものに関するもの
- 6 著しく射幸心をあおるもの
- 7 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、閲覧者を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
- 8 暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団を排除する活動に異論を唱えるもの
- 9 鉄砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- 10 人の行方の捜査に関するもの
- 11 結婚相談又は養子縁組に関するもの
- 12 通貨又は郵便切手を複写して使用しているもの
- 13 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第11条に規定する前払式割賦販売その他これに類するものに関するもの(経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。)
- 14 特定商取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売取引若しくは同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引又はこれらに類する取引に関するもの
- 15 郵便私書箱、転送サービスなどに関するもの